

# 交野市放課後児童会おやつ提供業務委託に係る仕様書

## 1. 事業名称

交野市放課後児童会おやつ提供業務委託

## 2. 概要

本市が実施している放課後児童会へのおやつ提供業務を委託するもの。

提供業務に関しては、発達過程にある児童に栄養面や活力面に配慮したおやつを提供し、児童の健やかな育成に寄与することを目的とする。

## 3. 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和8年3月31日までは、業務開始に向けた準備期間とし、準備に係る経費は、本業務の受託者の負担とする。

## 4. 事業実施条件

受託者がおやつを納入した対価として請求することができる契約単価金額については、以下

(1) から (4) の費用を含め、受注者とその月に納入したおやつに係る児童1人あたり、月額2,500円(税込)とする。なお、費用の内訳として2,000円程度を通常のおやつ、500円程度を特別おやつとする。

- (1) おやつ調達費用
- (2) 献立作成費用
- (3) 児童会への運搬費用
- (4) その他事務に関する費用

市との数量調整やおやつ代の請求処理など、上記(1)(2)(3)の遂行に必要な付随業務費用

## 5. 委託内容

### (1) おやつ調達の調達

① 1日に提供するおやつ品の品数は1人3～5品程度（合計概ね150～200kcal）とする。

なお、メーカー希望小売価格（メーカー希望小売価格が定められていない商品については市場における一般的な価格）で1か月あたり1人2,500円（税込）相当の価値を有すること。市から受注者に前月10日までに報告する児童数をもとに、当月献立に添った各種おやつを、必要数量調達する。

また、月に1日以上は、誕生日会等行事の日となるため、ケーキ等の特別おやつ調達が必要となる。

② おやつ調達は、年末年始（12月28日から1月3日）および祝祭日を除く、月曜日から金曜日に必要な量とする。

### (2) 提供するおやつ献立表等の作成

① 受託者は、事前におやつ献立等を市に提出し、数量の変更及び献立の変更に対応すること。

② 献立表等には、提供する商品名、保存温度帯（常温・冷蔵・冷凍の別）、単価、数量、容量（規格）、カロリー（kcal）、特定原材料（28品目）、商品説明（特徴など）を記載すること。（資料が詳細となる場合は別添資料も可能）

③ 提供できる品目は150種類以上を有すること、また品目に変更等が生じた場合、市と協議のうえ市の指示に従うこと。

④ 献立表の期間及び作成時期については、市と協議の上決定する。（予定：前月の10日頃）

⑤ 献立例は、別紙のとおりとする。

献立の作成にあたっては、おやつは補食としての役割もあることから内容、量について、市と定期的に打ち合わせを行い、メニューに反映させること。

⑥ 提供予定のおやつを変更する場合は、変更が判明した時点で速やかに市に連絡するとともに、修正後の献立表を市に提出すること。

### (3) 納品

- ①市の指定した人数分のおやつ1週間分を、おやつを提供する日を含めて3開会日前までに、児童会の開会時間内に運搬し、納品すること。ただし、ケーキ等の特別おやつについては、消費費、賞味期限等を配慮し、納品すること。
- ②市が指定した人数に変更が生じた場合には対応すること。

### 6. 提供児童数

1か月あたり概ね1, 122人(参考値※)

※毎月人数の変動あり。令和7年5月1日現在の納入先の入会児童数であり、契約期間中に児童の入退会等の理由により増減する場合あり。

### 7. 納入先

交野市立放課後児童会10か所(別表1のとおり)

### 8. 納入日時

- ・平日の13時30分～18時
  - ・三期休業期は9時～18時の中で、市との協議で決定する。
- ※土曜、日曜、祝日、年末年始(12月28日から1月3日)は納入不可。

### 9. 支払

- ・契約単価(おやつ調達費用+献立作成費用+児童会への運搬費用+その他事務費用)×市からの報告に基づく児童数
- ・出来高払い12回(月1回)
- ・1か月分の納品が完了後、翌月10日までに市に請求書及び実績報告書により請求すること。  
市は受注者から適法な請求を受けたときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 10. 注意事項

- ・受託者は、本業務遂行にあたり、市と密接に連絡をとり事業を進めること。また、実施にあたって疑義が生じた場合には速やかに市と協議し、その指示を受けること。
- ・市は、受託者が、市が求める報告を行わないときには、現地検査又は改善要求等の必要な指示を行うことができる。受託者が、それらの指示を含め本業務の遂行に関連してなされる市からの必要な指示に従わないとき、その他受託者による本事業の継続が適当でないとき市が認めるときには、市は、業務の一部停止を命じ又は契約を解除することができる。
- ・本業務において食品衛生に関する事故等が発生した場合は、受注者は事故等の原因の特定及び各関係機関の聴取に全面協力をするとともに、当該事故に伴い生じた損害賠償についても受注者の責任において対応すること。

## 11. その他

(1) 事業者は、おやつを提供にあたっては、以下項目を遵守しなければならない。

- ①食品の産地が明確であり食品衛生基準を遵守した製品である等、安全性が担保されている商品であること。
- ②可能な限り、季節ごとの商品を取り入れることし、果物等も取り入れること。
- ③賞味期限が納品日から2週間以上の商品を選択すること。
- ④栄養面やエネルギー面に考慮し、固形物及び飲料等の組み合わせを考慮すること。
- ⑤おやつの包装ゴミや賞味期限の切れたおやつは、児童会で廃棄するので事業者が処分する必要はない。
- ⑥アレルギー疾患を有する児童がいることを考慮し、できる限りアレルギー物質の少ない品を選定すること。

## (2) 服務規律

受注者は、業務を履行するにあたり、次の事項を遵守するものとする。

- ①納品時等に小学校内を通過する場合は、教職員や児童、保護者等（以下、「学校関係者等」という。）に対する接遇に細心の注意を払うこと。
- ②各児童会への納品作業中、名札を着用すること。
- ③各児童会への納品作業に際し、感染対策に留意し、秩序及び風紀の維持に責任を負い、関係法令を遵守し、秩序のある業務の履行に努め、市の信用を維持し、市及び学校関係者等に迷惑を及ぼさないよう努めること。

## (3) 守秘義務について

本業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。契約の期間が満了し、又はその職を退いた後も、同様とする。

## (4) 個人情報の保護について

本業務に従事する者は、個人情報等を保護するため次の事項を遵守するものとする。

## (5) 法令等の遵守に関する事項

- ①受注者及び業務従事者は、業務の遂行にあたり、「個人情報の保護に関する法律」の関係法令等を遵守すること。
- ②業務従事者に対し、発注の機密を保持すること重要性を認識させ故意又は過失による情報漏洩の防止を徹底させること。

(6) 個人情報等の目的外使用及び第三者への提供の禁止に関する事項

- ①業務を履行するにあたり、知り得た個人情報、発注者に関する事実、資料、情報資産及び各種ソフトウェアの一切について、契約を履行する目的以外利用又は使用をしないこと。また、これらを機密として保持、事前に発注者の承諾得ることなく第三開示又は漏洩をしないこと。
- ②業務従事者に前記①の義務を厳守させるため、就業規則又は契約書に機密保持義務を明記する等必要な措置をとること。
- ③前記①及び②の規定を業務従事者に徹底し、機密漏洩の可能性を事前に排除するため業務従事者に対して、次のことを遵守させること。
- ④あらかじめ発注者が指定した場所以外に立ち入らないこと。
- ⑤発注者の許可なく、不要な物を履行場所に持ち込まないこと。
- ⑥発注者の所管する備品、書類その他一切の物を許可なく持ち出し、複写又は複製をしないこと。
- ⑦その他発注者が指示する事項を遵守すること。

(7) 情報資産の複写又は複製の制限に関する事項

受注者及び業務従事者は、発注者の承諾なしに入出力データ、磁気ファイル、ドキュメント等の複写又は複製をしないこと。

(8) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

12. 担当課

交野市 健やか部 子育て支援課 育成係

所在地 : 〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1

電話 : 072-810-5820

E-mail : [kosodate@city.katano.osaka.jp](mailto:kosodate@city.katano.osaka.jp)

## 交野市放課後児童会（納入先）一覧

児童会名	所在地	入会児童数（参考） （令和7年5月1日現在）
星田児童会	星田 3 - 3 3 - 4 星田小学校内	1 0 5 人
郡津児童会	郡津 4 - 1 3 - 1 郡津小学校内	8 8 人
郡津児童会分室	私部 4 - 1 1 - 8	3 2 人
岩船児童会	森北 1 - 2 5 - 1 岩船小学校内	1 0 4 人
倉治児童会	倉治 1 - 1 5 - 1 倉治小学校内	1 6 0 人
妙見坂児童会	妙見坂 7 - 2 0 - 1 妙見坂小学校内	9 0 人
旭 児童会	星田 4 - 1 8 - 1 旭小学校内	8 8 人
藤が尾児童会	星田北 2 - 4 5 - 1 藤が尾小学校内	9 7 人
私市児童会	私市 9 - 5 - 1 0 私市小学校内	1 2 8 人
交野みらい児童会	私部 1 丁目 5 4 - 1 交野みらい学園内	2 3 0 人
合計		1, 1 2 2 人

## ●●放課後児童会 1月

## おやつ献立表 (19日～23日)

日 (曜日)	おやつのメニュー	アレルギー成分等
19日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚肉ソーセージ</li> <li>・乳酸菌飲料</li> <li>・おかき</li> <li>・バナナ</li> </ul>	かに/小麦/さけ/大豆 乳  バナナ
20日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラムネ</li> <li>・どら焼き</li> <li>・エビせんべい</li> <li>・ブドウジュース</li> </ul>	小麦/卵 えび/小麦
21日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビスケット</li> <li>・カルパス</li> <li>・せんべい</li> <li>・リンゴジュース</li> </ul>	小麦 鶏肉/豚肉/ゼラチン  リンゴ
22日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャラメル</li> <li>・カレーせんべい</li> <li>・ポテトチップス</li> <li>・ヨーグルト</li> </ul>	乳/小麦/大豆 小麦/大豆/鶏肉/りんご  乳
23日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棒スナック</li> <li>・スルメイカ</li> <li>・チョコレート</li> <li>・プリン</li> </ul>	イカ 乳/大豆 卵/乳

※上記は、品目の参考に例示したものであり、実際の献立表等には、提供する商品名、保存温度帯 (常温・冷蔵・冷凍の別)、単価、数量、容量 (規格)、カロリー (kcal)、特定原材料名 (28品目)、商品説明 (特徴など) を記載すること。